

平成 29 年 9 月 1 日

お客さま各位

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

日頃は宮崎県内の信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

宮崎県内の信用金庫で組織する宮崎県信用金庫協会では、多発する振り込め詐欺被害、特に ATM の操作に不慣れな高齢者の方を言葉巧みに誘導して ATM で預金を振込ませる「還付金詐欺」への対応策として、下記の通り県内信用金庫のキャッシュカード振込機能の一部を利用制限させていただきます。

対象となるお客さまには、大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま（①と②の両方に該当するお客さまの口座）

- ① 70 歳以上のお客さま
- ② お取引金庫および他金融機関の ATM で、キャッシュカードによるお振込みを、2 年以上ご利用されていない口座

2. 利用制限の内容

ATM でのキャッシュカードによるお振込金額が「1 日 10 万円以下」に制限されます。

（ATM での 1 日の振込限度額を「10 万円」とさせていただきます。）

※ 手数料は含まれません。

※ キャッシュカードによる「お預入れ」、「お引出し」は従来通りご利用いただけます。

3. 開始時期

平成 29 年 11 月 20 日（月）より

4. 上記のお客さまが、ATM で 10 万円超のキャッシュカード振込みを希望される場合

平日の営業時間内にお取引金庫の窓口へお申し出ください。

なお、お申し出の際には、お届け印、本人確認書類、キャッシュカードをご持参くださいますようお願い申し上げます。ご持参いただく本人確認資料でご本人さまを確認のうえ、キャッシュカードによるお振込みの限度額を変更させていただきます。

本件に関するお問い合わせは、最寄りの各信用金庫窓口にお問い合わせ下さい。

宮崎県信用金庫協会